

議案第49号

木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部改正について

木津川市議会議員報酬等に関する条例（平成19年木津川市条例第41号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月30日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

令和5年10月10日に木津川市特別職報酬等審議会に議員報酬についての検証と改定の必要性を諮問したところ、令和5年10月26日の答申において、府内の他市及び類似団体の状況等を鑑み、将来の市の発展につながる議員活動を期待し、令和6年4月1日から報酬月額を改定することが適当であると示されたこと等により所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 木津川市議会議員報酬等に関する条例（平成19年木津川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、失職、死亡又は解散によりその職を離れた日現在）において、同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、失職、死亡又は解散によりその職を離れた日現在）において、同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

第2条 木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（報酬）</p> <p>第2条 報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 議長 月額 <u>490,000円</u></p>	<p>（報酬）</p> <p>第2条 報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 議長 月額 <u>470,000円</u></p>

<p>(2) 副議長 月額 <u>400,000</u> 円</p> <p>(3) 議員 月額 <u>370,000</u>円</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、失職、死亡又は解散によりその職を離れた日現在)において、同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(2) 副議長 月額 <u>380,000</u> 円</p> <p>(3) 議員 月額 <u>350,000</u>円</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、失職、死亡又は解散によりその職を離れた日現在)において、同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。ただし、第2条の改正は、令和6年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 第1条の改正による改正後の木津川市議会議員報酬等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合は、改正前の木津川市議会議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第49号 木津川市議会議員報酬等に関する条例の一部改正について	
担当課	人事秘書課 人事係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	令和5年10月10日に木津川市特別職報酬等審議会に議員報酬についての検証と改定の必要性を諮問したところ、令和6年4月1日から報酬月額を改定することが適当であると示されたため、所要の改正を行うとともに、令和5年8月7日に人事院から国家公務員給与の改定の勧告が行われ、令和5年10月20日に閣議決定されたことを受け、木津川市においても、国と同様に期末手当を改定するため、関連する条例の一部を改正するものです。	
提案に至るまでの経緯	特別職報酬等審議会関係 ・木津川市特別職報酬等審議会において審議、答申（10月10日、10月26日） ・政策会議（11月7日） 人事院勧告関係 ・人事院勧告発出（8月7日） ・給与法案閣議決定（10月20日） ・人事院勧告を受け、課内協議、検討を実施	
市民参加の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・木津川市特別職報酬等審議会での審議における公募委員の参加	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施策	⑤ 組織・人材育成 イ 人材育成の充実
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（ 年度） <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度（令和5年度から） 令和5年度から：823千円（議員人件費：人勧分） 令和6年度から：6,364千円（議員人件費：報酬改定分）	
将来にわたる効果及び経費の状況	木津川市特別職報酬等審議会にて答申された内容を基に、報酬の引上げを行います。 国家公務員の特別職の給与改定に準じて、改定を行います。	